

新宿区特定保健指導等業務委託に係るプロポーザルに関する質問及び回答

令和6年1月26日（金）
新宿区健康づくり課健診係

| 項番 | 質問 | 回答 |
|----|---|---|
| 1 | <p>仕様書 7 表 2 昨年度の対象者数、参加者数の実績を積極的支援・動機付け支援・非肥満保健指導それぞれご提示ください。</p> | <p>令和 4 年度の実績は以下のとおりです。 ・積極的支援 対象者数：580名、参加者数：73名、終了者数：60名 ・動機付け支援 対象者数：1,117名、参加者数：208名、終了者数：179名 ・非肥満保健指導 対象者数：399名、参加者数：69名、終了者数：64名</p> |
| 2 | <p>仕様書 8（2）④、⑥ 勸奨通知に封筒を使用する場合、発送用封筒は区でご準備いただけるという認識でよろしいでしょうか。またその場合、形式（長3、角2など）と窓あきの有無をお知らせください。</p> | <p>仕様書 8（2）④、⑥の送付物は、委託事業者にて用意していただきます。封筒、はがき等形式は問いません。詳細は事前に区と協議の上で決定しますが、高齢の利用者等に配慮し、文字の大きさや読みやすさに十分留意してください。</p> |
| 3 | <p>仕様書 8（4）①及び別紙 1 別紙 1 の面談日程表の内、斜線以外の全ての日程で面談実施の可能性 があるという事でしょうか。 また、昨年度の面談実施回数（日数を）ご提示ください。</p> | <p>お見込みのとおりですが、本契約における会場使用は、令和 6 年 9 月から令和 7 年 3 月までとなりますのでご注意ください。 別紙 1（案）をもとに各実施会場（保健センター）と調整し、令和 6 年 2 月末を目途に日程表を確定します。なお、実施不可日の追加や、曜日を変更する場合があります。 令和 4 年度（年間）の実施日数は以下のとおりです。 牛込：47日、四谷：49日、東新宿：47日、落合：49日〔計192日〕</p> |
| 4 | <p>仕様書 8（4）③【初回面談時の確認事項】 遠隔面接の場合は、利用券は回収しなくても良いでしょうか。</p> | <p>遠隔面接の場合、画面上で利用券を確認していただきますが、回収する必要はありません。</p> |

新宿区特定保健指導等業務委託に係るプロポーザルに関する質問及び回答

令和6年1月26日（金）
新宿区健康づくり課健診係

| 項番 | 質問 | 回答 |
|----|---|---|
| 5 | <p>仕様書 8（7）① 昨年度の受診勧奨対象者数をご提示ください。 また、その人数は質問事項①の対象者数に含まれている数でしょうか。</p> | <p>令和4年度特定健診受診者の受診勧奨実施数は、以下のとおりです。 413名（うち特定保健指導と重複：159名）</p> |
| 6 | <p>保健指導データ授受のスケジュールや授受回数等、また、保健指導自体のスケジュールはどのような想定でしょうか。</p> | <p>仕様書 4 について、例として令和6年6月の健診受診者の場合は以下のとおりです。 令和6年8月上旬から区で階層化や利用券発送準備を行い、同月下旬に委託業者に対象者データを提供します。同月末に区から利用券を発送するため、保健指導の開始は9月以降となります。なお、初回面接実施後、3か月以上の継続支援を実施します。 データ授受は、令和6年8月から令和7年3月まで毎月1回の予定です。なお、令和7年1～3月の健診受診者（3月末～5月末に利用券発送）に対する保健指導（利用勧奨・受診勧奨含む）は、次年度の契約となります。</p> |
| 7 | <p>保健指導データはどのような媒体でデータの内容はどのようなものになりますでしょうか。</p> | <p>仕様書 8（2）①「利用勧奨対象者名簿」及び仕様書 8（7）②「受診勧奨対象者名簿」については、デジタルデータ（ExcelやCSV等）をCD-Rに保存し、提供する予定です。 データの項目は、対象者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、指導区分、利用券整理番号、被保険証記号番号、特定健診の受診結果（問診結果、身体測定結果、検査結果、医師判定、健診実施機関番号及び名称、受診年月日）等となります。</p> |
| 8 | <p>保健指導の内容についてはプロセス評価のみのコースでも問題ないでしょうか。</p> | <p>「標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）」（厚生労働省健康局）により、積極的支援では腹囲2cm・体重2kg減を目指して保健指導を行うことが想定されているため、アウトカム評価とプロセス評価の合計で180ポイントを取得するように3か月以上の支援計画を立てていただきます。ただし、結果としてプロセス評価の積み上げのみで支援を完了することは問題ありません。</p> |

新宿区特定保健指導等業務委託に係るプロポーザルに関する質問及び回答

令和6年1月26日（金）
新宿区健康づくり課健診係

| 項番 | 質問 | 回答 |
|----|--|--|
| 9 | <p>利用勧奨において弊社は専門のコールセンターからの架電となりますが、専門職指定は必須条件となりますでしょうか。</p> | <p>仕様書 8（2）②に記載のとおり、利用勧奨の実施は、保健師・管理栄養士・看護師のいずれかの資格を有することを指定します。</p> |
| 10 | <p>仕様書 5、6 特定保健指導、医療機関への受診勧奨対象者の階層化は区側で実施頂ける認識で宜しいでしょうか。</p> | <p>お見込みのとおりです。 なお、データ提供等の流れは、項番 6 のとおりです。</p> |
| 11 | <p>仕様書 7、令和 6 年度保健指導実施会場日程表 <昨年度の特定保健指導実績について> ①指導区分ごとの想定対象者数と、実際の支援対象者数を対面／遠隔ごとにご教示ください。 ②各会場の実施者数をご教示ください。 ③土日の施設利用の実施日数、面談実施数をご教示ください。 ④脱落者数をご教示ください。</p> | <p>令和 4 年度の実績について、以下①～④のとおりです。なお、項番 1 の参加者数・終了者数は法定報告値のため、各会場の実施者数の集計と一致しませんのでご注意ください。</p> <p>①想定対象者数は、令和 6 年度（仕様書 7）と同程度です。実際の対象者数は、項番 1 を参照してください。なお、対象者における対面／遠隔の内訳はありませんが、参考として、遠隔面接の実施者数は 3 区分で計 7 件です。</p> <p>②各会場の実施者数は以下のとおりです。（延べ人数） 牛込：86名、四谷：73名、東新宿：122名、落合：97名〔計 378名〕</p> <p>③施設利用は平日のみのため、実施実績はありません。</p> <p>④項番 1 のとおりです。参加者数と終了者数の差分が脱落者数となります。</p> |

新宿区特定保健指導等業務委託に係るプロポーザルに関する質問及び回答

令和6年1月26日（金）
新宿区健康づくり課健診係

| 項番 | 質問 | 回答 |
|----|---|---|
| 12 | <p>仕様書 8（4）②イ【保健指導実施者要件】 特定保健指導実務経験が 5 年以上のものを 5 割以上ということですが、弊社へ所属する前の実務実績も含んで 5 年としてよろしいでしょうか。</p> | <p>お見込みのとおりです。</p> |
| 13 | <p>仕様書 8（4）③ テキストやメジャー、体重計（血圧計）などの送付が必須なものがありますか。</p> | <p>仕様書 8（4）③及び【情報通信技術を活用した遠隔面接を実施する際の留意事項】イのとおり、対象者への支援ツール、学習教材等の共有（送付）は必須ですが、メジャー、体重計（血圧計）などの指定はありません。</p> |
| 14 | <p>仕様書 8（4）③【情報通信技術を活用した遠隔面接を実施する際の留意事項】 遠隔面談について、履行場所は「仕様書 2 履行場所 保健指導の実施会場」を含みますか。その場合、タブレットの貸し出しはいたしますか。</p> | <p>対象者が保健センターに来場し、遠隔面談を受けることは想定しておりません。よって、タブレットの貸し出しも行いません。</p> |
| 15 | <p>仕様書 8（6） アンケートについて、最終評価後に対象者様に記載いただく認識でよろしいでしょうか。 方法として、メールや手紙、場合によっては電話での聞き取りも可能でしょうか。</p> | <p>お見込みのとおりです。</p> |

新宿区特定保健指導等業務委託に係るプロポーザルに関する質問及び回答

令和6年1月26日（金）
新宿区健康づくり課健診係

| 項番 | 質問 | 回答 |
|----|--|---|
| 16 | <p>令和6年度保健指導実施会場日程表 面談1日当たりの最大人数指定はございますか。</p> | <p>仕様書8（4）アの時間の範囲内（準備・撤収含む）で、且つ各面接の必要時間数を満たすのであれば、指定はありません。ただし、利用者の到着が前後したり、面接の時間が延長する場合がありますので、面接ごとの間隔は十分に空け、当日の状況に応じて柔軟に対応できるように予約枠を設定してください。</p> |
| 17 | <p>仕様書12 別紙4 「別紙4 上記の委託料に含まれるもの（消費税等を含む）」に記載の項目については、委託料から弊社が支払うという認識でよろしいでしょうか。 4か所の保健指導会場の利用料は掛からないという理解で宜しいでしょうか。</p> | <p>お見込みのとおり、会場利用料は掛かりません。</p> |
| 18 | <p>新宿区特定保健指導等業務委託に係るプロポーザル募集要領6（3） 「ページ数の上限を20頁（用紙及び見本で添付する資料は除く）とし、提案書は片面印刷しステープラ等で簡易製本（左綴じ）すること。」とあるが、企画提案書の他に別途見本の添付資料を作成・提出してよいということでしょうか。 その場合、添付資料についてのページ数の上限はございますか。</p> | <p>見本の添付資料の提出は可であり、ページ数の上限はありません。ただし、企画提案書同様に、それぞれ13部提出をお願いいたします（コピー可。ただし、原本1部は必ず提出すること）。</p> |